

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 この条例において「外航船舶」とは、消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十六号）第十七条第二項第三号に規定する船舶をいう。

3 この条例において「ETCシステム」とは、有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定するETCシステムをいう。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（臨港道路海田大橋の通行料に係る業務の委託）

第十四条の三 臨港道路海田大橋の通行料の徴収に係る業務は、臨港道路海田大橋に接続する道路について道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金（以下「道路の料金」という。）を徴収している会社等（同条第六項に規定する会社等をいう。以下同じ。）又は都道府県若しくは市町村である道路管理者（以下単に「道路管理者」という。）であつて、臨港道路海田大橋の通行料を道路の料金とともにETCシステムを使用して徴収することができるものに委託することができる。

第十五条第三項第一号中「許可に関する事」の下に「及び前条の規定により会社等又は道路管理者に委託された業務」を加える。

附則第五項及び第六項中「平成二十一年度」の下に「及び平成二十二年度（ただし、平成二十二年九月三十日までの間に限る。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

7 第十四条の三の規定によつて会社等又は道路管理者に臨港道路海田大橋の通行料の徴収に係る業務を委託する場合において、当該会社等又は道路管理者が自らの収入として徴収する道路の料金（ETCシステムを使用して徴収するものに限る。）について一定の割引の制度を設けているときは、当該割引の制度に準じて知事が別に定めるところにより、臨港道路海田大橋の通行料（ETCシステムを使用して徴収するものに限る。）を減額することができる。

別表第一重要港湾の表係留施設の部中「4 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和六十

三年政令第三百六十号) 第十七条第二項第三号に規定する船舶をいう。」を削り、同表臨
 港交通施設の部中

一台一回につき	
普通車	一〇〇〇円
大型車	一五〇〇円
特大車	二〇〇〇円
普通車用回数通行券	
一冊一〇〇円券	一、〇一〇円
一冊一枚つづり	
一冊一〇〇円券	五、〇九〇円
六〇枚つづり	
一冊一〇〇円券	八、一五〇円
一〇〇枚つづり	
大型車用回数通行券	
一冊一五〇円券	一、五二〇円
一冊一枚つづり	
一冊一五〇円券	七、六四〇円
六〇枚つづり	
一冊一五〇円券	一二、二三〇円
一〇〇枚つづり	
特大車用回数通行券	
一冊二〇〇円券	二、〇三〇円
一冊一枚つづり	
一冊二〇〇円券	一〇、一九〇円
六〇枚つづり	
一冊二〇〇円券	一六、三一〇円
一〇〇枚つづり	
路線バス用回数通行券	
普通車	
一冊一〇〇円券	二一、四〇〇円
三〇〇枚つづり	
大型車	
一冊一五〇円券	三二、一一〇円
三〇〇枚つづり	

を

E T Cシステムを使用しないで徴収する場合	
一台一回につき	
普通車	一〇〇〇円
大型車	一五〇〇円
特大車	二〇〇〇円
E T Cシステムを使用して徴収する場合	
一台一回につき	
普通車	一〇〇〇円
午前〇時以後午前六時より前までの間	一〇〇〇円
午前六時以後午前九時より前までの間	九〇〇円
午前九時以後午後五時より前までの間	一〇〇〇円

に改め、同表

午後五時以後午後八時より前までの間 午後八時以後午後一二時より前までの間 大型車（路線バス） 大型車（路線バス以外のもの） 特大車	九〇円 一〇〇円 一一〇円 一二〇円 一六〇円
---	-------------------------------------

廃棄物処理施設の部中「外航船舶とは、消費税法施行令第十七条第二項第三号に規定する船舶をいう。」を削る。

別表第一地方港湾の表係留施設の部中「3 外航船舶とは、消費税法施行令第十七条第二項第三号に規定する船舶をいう。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
 - 一 附則第五項及び第六項の改正規定 平成二十二年四月一日
 - 二 附則第四項から第六項までの規定 平成二十二年五月一日
- (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の広島県港湾施設管理条例の規定により発行されている臨港道路の回数通行券は、この条例の施行の日から起算して一年を下らない規則で定める期間に限り、有効な通行券として使用することができるものとする。
- 3 前項の回数通行券については、広島県港湾施設管理条例第八条の規定にかかわらず、別に規則で定めるところにより、所持人の申出に基づいて払戻しを行うものとする。
- 4 平成二十二年五月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、広島港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械及び荷さばき地の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、改正後の広島県港湾施設管理条例別表第一重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。

港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要	
係留施設	岸壁	係留一回総トン数一トンにつき	外航船舶	二円二七銭	総トン数が一万トンを超える船舶については、一万トンを超えるトン
			その他の船舶	二円三八銭	
				二円六五銭	
				二円七八銭	

荷さばき施設		荷役	使用料
地	荷さばき	機械	使用料
	使用料	使用料	六時間まで 六時間を超え 一二時間まで 一二時間を超 え二四時間ま で 二四時間を超 える場合 超える時間 二四時間ま でごとに
	一平方メートル一日までごとに	一時間までごとに	三円三銭 四円四銭 五円三九銭 六円八二銭
	三円九九銭	四二、 〇〇〇円	三円一八銭 四円二四銭 五円六六銭 七円一五銭
			数に〇・七 を乗じて得 た数値に一 万を加算し た数値を総 トン数とみ なす。

5 平成二十二年五月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、福山港に係る地区で知事が別に定めるものの岸壁、荷役機械、荷さばき地、上屋及び野積場の通常使用による場合の係船料及び使用料の金額は、改正後の広島県港湾施設管理条例別表第一重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額
係留施設	岸壁	係船料	外航船舶	その他の船舶
		係留一回総トン数一トンにつき 二時間まで 水深一〇メートル未満 水深一〇メートル以上 二時間を超え四時間まで 水深一〇メートル未満 水深一〇メートル以上 四時間を超え六時間まで 水深一〇メートル未満 水深一〇メートル以上 六時間を超え一二時間まで 水深一〇メートル未満 水深一〇メートル以上 一二時間を超え二四時間まで	一円七〇銭 二円二七銭 一元九八銭 二円六五銭 二円二七銭 三円三銭 三円三銭 四円四銭 五円三九銭	一元七八銭 二円三八銭 二円七八銭 二円七八銭 二円三八銭 三円一八銭 三円一八銭 四円二四銭 五円六六銭

施設 保管	荷役 ばき 施設		
	野積 場	上屋	荷役 ばき 地
使用料	使用料	使用料	使用料
一平方メートル一日までごとに 二級地 舗装地	二級コンテナ・フレート・ステーション 一平方メートル一日までごとに	一平方メートル一日までごとに 二級地	二四時間を超える場合 超える時間二四時間まで ごとに 水深一〇メートル未満 水深一〇メートル以上 五円三九銭 六円八二銭
三円九九銭	一三円七銭	三円九九銭	四二、 〇〇〇円 二八、 七二〇円 五円六六銭 七円一五銭

及び尾道糸崎港機織地区の岸壁（主として木材を運搬する船舶の利用に供される水深十メートル以上のもの）であつて知事が別に指定するものに限る。）に係る係船料の金額は、改正後の広島県港湾施設管理条例別表第一重要港湾の表の規定にかかわらず、次の表に規定する金額とする。

単 位	金 額		摘 要
	外航船舶	その他の船舶	
係留一回総トン数一トンにつき 二時間まで 二時間を超え四時間まで 四時間を超え六時間まで 六時間を超え一二時間まで 一二時間を超え二四時間まで 二四時間を超える場合 超える時間二四時間までごとに	二円五五銭 二円九八銭 三円四一銭 四円五五銭 六円七銭 八円九銭	二円六七銭 三円一二銭 三円五七銭 四円七七銭 六円三六銭 八円五〇銭	総トン数に一 トン未満の端 数のトン数が あるときは、 その端数は一 トンとして計 算し、総トン 数の表示のな い船舶のトン 数の算出につ いては、知事 の定めるところ による。